



茨城県報 第 2950 号

平成29年11月30日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力診療所の変更の届出 (医療政策課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) 3
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課) 6
- 土地改良事業の認可 (農林事務所) 7

正 誤

- 平成19年6月11日付け茨城県報第1882号中 7
- 平成26年12月25日付け茨城県報第2653号中 7
- 平成29年7月20日付け茨城県報第2913号中 7

告 示

茨城県告示第1419号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11号) 第2条に規定する救急医療協力病院の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関名	変更事項	変 更 前	変 更 後
医療法人社団 耕潤会 ハートフルふじしろ病院	名称	医療法人社団 かねしげ病院	医療法人社団 耕潤会 ハートフルふじしろ病院

茨城県告示第1420号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミきぬの里店

常総市内守谷町きぬの里二丁目23-2

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小濱 裕正

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成29年 3 月 1 日

(4) 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成29年11月16日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミきぬの里店

常総市内守谷町きぬの里二丁目23-2

(2) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前6時～午後9時

C-2 午前4時～午前6時

(変更後) C-1 午前6時～午後9時

C-2 午前1時～午前6時

(3) 変更の年月日

平成29年11月17日

(4) 変更の理由

荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年11月16日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カスミ水戸堀町店

水戸市堀町字新田1021番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成29年8月7日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石井俊樹

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年3月26日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,281㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 126台
- (イ) 駐輪場の収容台数 60台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 48㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 16.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分～翌午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時 (一部午前 6 時～午前 8 時30分)

キ 届出年月日

平成29年 7 月25日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1423号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

泉町一丁目南ビル

水戸市泉町一丁目 6 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成29年 7 月20日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(ア) 三菱UFJ信託銀行株式会社

(変更前) 支配人 坪川 晃司

(変更後) 支配人 荒井 寿夫

(イ) 京成電鉄株式会社

(変更前) 代表取締役 三枝 紀生

(変更後) 代表取締役 小林 敏也

(3) 届出年月日

平成29年7月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 藤沢荒川沖線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
つくば市上境字馬観音1016番20から つくば市東岡字北浦563番5まで	旧 (A)	メートル 最大 24.0 最小 8.0	メートル 1,664	
つくば市上境字馬観音1016番20から つくば市東岡字北浦563番5まで	(A) 新	最大 24.0 最小 8.0	1,664	バイパス一部 区間の新設及 び区域除外
つくば市上境字馬観音1016番18から つくば市東岡字北浦563番5まで	(B)	最大 46.0 最小 8.0	1,750	

茨城県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 354号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
猿島郡境町大字塚崎字法花塚1439番1地 先から	旧	メートル 最大 12.0	メートル 95	
		最小 11.6		
猿島郡境町大字塚崎字法花塚1408番1地 先まで	新	最大 18.1 最小 12.0	95	現道拡幅

茨城県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 下土木内常陸太田線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市堅磐町字測ノ上282番2から
常陸太田市落合町字土手下597番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月30日

茨城県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市柴崎字大日958番1地先から
つくば市柴崎字大日945番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月30日

茨城県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市金田字谷頭1883番地先から
つくば市金田字明神南1746番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月30日

茨城県告示第1429号

渡里台地土地改良区から平成29年9月7日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）上石崎地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年11月21日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年11月30日

茨城県県央農林事務所長 塩 原 克 己

正 誤

平成19年6月11日付け茨城県報第1882号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
39	上から38	(2) 日榮産業株式会社 代表取締役 加藤 正 恒 水戸市笠原町600-27	【削除】
42	上から20	(2) 日榮産業株式会社 代表取締役 加藤 正 恒 水戸市笠原町600-27	【削除】

平成26年12月25日付け茨城県報第2653号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から24	(A)	(B)

平成29年7月20日付け茨城県報第2913号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から11	支配人 荒川 寿夫	支配人 荒井 寿夫

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)